

Title	明治六年・鹿児島県末吉郷騒擾事件の裁判史料
Sub Title	Documenots Judgment for Seditioin Kagoshima prefecture, 1873
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1989
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.62, No.4 (1989. 4) ,p.129- 140
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19890428-0129

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

明治六年・鹿児島県末吉郷騒擾事件の裁判史料

手塚豊

解題

明治六年八月十三日、鹿児島県末吉郷諏訪山に、諏訪方村、深川村の農民約三百余名が集結、非職になった末吉郷の戸長白尾平左衛門と戸長寄りの宮竹宗英兩名の復職を叫んで強訴せんものと騒いだ事件がある。

この事件の主謀とされた上田正之、高牟礼東太、林蔵(姓不詳)、源左衛門(姓不詳)、並に騒ぎの原因となった白尾平左衛門と宮竹宗英らは、兇徒聚衆の罪に問われた。さらに集合した三百余名もその附従犯として処罰された。

この事件は、郷土と農民とが結合しての抵抗運動であり、強訴を目標にして不穩の集会を催したという意味で一種の百姓一揆といえるであろう。

元来、九州地方は全国平均に比較して、農民騒擾はすくない。鹿児島においても、その例に洩れない⁽²⁾。芳即正氏の研究によると「薩藩における抵抗運動」は「愁訴嘆願、不確かなものまで含めて一九件、薩摩国五件、大隈国一件(殆んど奄美諸島、日向国三件)⁽³⁾とされており、すべて江戸時代のものである。廃藩置県後の明治時代に限定してみれば、土屋喬雄、小野道雄「明治初年農民騒擾録」には、明治六年の大口における一向宗関係の騒擾一件を挙げるにすぎない⁽⁴⁾。また青木虹二「明治農民騒擾の年次的研究」では、前掲大口の事件と明治八年八月の始良郡帖佐村の地租改正反対の事件、さらに本稿で私が紹介せんとする「明治六年五月頃」⁽⁵⁾「嚙喰郡末吉郷諏訪方村」の「土民屯集して戸長へ強訴」の三件を挙げてゐる。

このように、末吉郷の騒擾事件は、明治初年の鹿児島県にお

ける珍しい農民騷擾の一例とみることができる。

ところで、青木氏の記事の典拠は、小寺鉄之助「宮崎県百姓一揆史料」に掲載されている次の三文書である。⁽⁶⁾

六年本庁県内往復留 都城支庁

御県内末吉土民屯集巨魁逃亡シ、人相書等御懸合ノ趣致

承知、即当管内志布志ヨリ真幸迄探索、舟引、宮崎方限

迄周辺、直様通達いたし置候間、自然罷居候ハ、至急御

報知可致、此段及御返答候也

明治六年八月廿日

都城支庁詰 友野権少属

鹿県末吉出張聴訟課

美代出仕殿

中村出仕殿

追テ何月幾日御役逃亡、衣類何々、行衛方角等相分り

居候ハ、乍御手数至急御志らせ可給候也

別紙鹿児島出張聴訟課ヨリ掛合相成、当管内□ハ探索申

付置候条、此旨及御掛合候也。

明治六年八月廿日

都城支庁

本庁聴訟課 受附掛御中

(別紙)

末吉郷 諏訪方村内門

勘 太郎

一 年五十二

一 勢中比 肥肉 丸面 色赤き方

一 小鬘

同郷同村末永門

源左衛門

一 年二十六

一 勢中比 中肉 長面 いも□り

一 大鬘

右兩名事、村在所土民共大勢驅催シ辺鄙ノ場所エ屯集して、戸長エ強訴等敷儀を取企候巨魁ノ者共ニテ、戸長より取押候折、其場ヨリ逃亡行方不知、就而ハ御管下エ致流浪居候義□□候付、御探索がたの上、自然於罷居ハ捕縛至急御報知有之度、此段及御依頼候也

鹿児島県末吉出張聴訟課

十三等出仕 美代助左衛門

十一等出仕 中村 恕平

五月十九日

宮崎県 都城支庁 御中

すなわちこれらの文書は、末吉に出張した鹿児島県聴訟課の係員（おそらく警察事務の担当者であったと思われる）⁽⁷⁾から、逃亡し

た「巨魁」二名について、近隣の宮崎県都城支庁に指名手配をなして捕縛を依頼した件に関するものである。都城支庁宛別紙手配書の日附が「五月十九日」であることから、青木氏はこの事件の時期を「明治六年五月頃」と推定されたわけである。⁽⁸⁾しかし、この日附が正しいとすれば、この指名手配の一件は、私が本稿で紹介せんとする上田正之らの事件とは、全く無関係といわざるをえない。なぜならば、上田らの事件は八月十三日の出来事だからである。

前掲の都城支庁から本庁聴訟課（宮崎県）宛の文書並に友野権少属から末吉出張鹿児島県の美代、中村両出仕宛の文書の日附が全て「八月二十日」であることからみて、前述の「五月十九日」という日附は、「八月十九日」のミスプリント（小寺氏が覆刻の際の誤り）であると、私には思われる。そのように理解すれば、これらの文書は、明らかに前掲の上田らの事件に関係するものといえる。指名手配をうけた源左衛門は、この事件の主たる関係者の一人として処罰された人だからである。⁽⁹⁾

しかし、後掲の裁判記録によると、源左衛門の逮捕日は八月十七日である（本書一三九頁参照）。それなのに八月十九日に指名手配をされたのは、どうしたことか。源左衛門はその口書によると現場では逮捕されていないから（本書一三九頁参照、彼が八月十七日に他処で捕えられたことが、八月十九日には、末吉にいる県庁役人にまだ通報されていないのであろう。当時の交通、通信事情からみれば、十分ありうると思われる）。

以上に述べたように、前掲三文書は正に上田正之事件関係のものであるが、それらは現在までに知られている唯一の事件関係史料といわざるを得ない。しかし、これらの文書からは、事件の全貌はわからず、わずかに「強訴等敷」騒擾事件の後、巨魁の内、勘太郎、源左衛門という二名の者が逃亡し、指名手配をうけたという事実を知りうるにすぎない。

この三文書を引用した「末吉郷土史」⁽¹⁰⁾は、事件の様相を次のように推測している。

農民の税金は他県では金銭で納めるようになっていたが、薩隅日では旧態のまま米穀で納税していた。それで不作の年には農民は高い米を買って納めなければならなかった。

丁度明治六年はひでりが続いた上に洪水が出て大凶作であった。

そこで納税に苦しむ農民が区長に請願することになった。末吉と同じ情況にあった都城の場合は、記録によると、

農民たちは区長に申出、区長は県庁と相談して、米納四分金納六分と決定したが、農民たちは不満で、明治七年正月十五日の夜、都城防近から集まった者一万人と言われる。

翌日彼等は町の中に突入して来た所を、警備の士が白刃をふりかざして一斉におどり出て、先頭の三人を斬った。群衆はおどろいて逃げ散った。⁽¹¹⁾この事件の首謀者二十人は、幾日かの後、十年、七年、或は五年の徴役に処せられた（前田厚氏による）。

末吉もこの都城の事件と同じ情況にあつたようで、末吉にも百姓一揆が起つた。小寺鉄之助編著「宮崎県百姓一揆史料」の中に、次項の騒擾事件が記録されている。

末吉の事件は都城の事件より早く明治六年八月に起つてゐる。同年の凶作によることは同じである。末吉の諏訪方の農民が一揆を起し、多数が集合して戸長に強訴の様なことを企てたことが記録にあるが、場所や情況はよくわからない。首謀の名は諏訪方村の内門の勘太郎（年五十二）と末永門の源左エ門（年二十六）である……首謀者は直に逃走して行方がわからず、都城など探索を依頼したのであるが、その時の文書が、次に掲げるものである。

当時の農民騒擾事件の多くは、年貢の問題が主たる原因であつたから、「末吉郷土史」の編者が、右のような推測を行つたことは、無理もないが、明治六年八月、末吉郷で発生した農民騒擾事件は、後掲の史料により明らかなく、直接には年貢の問題とは無関係であつたのである。

先年、私は旧司法省保存文書の中に、「鹿児島県伺大隅国贈峯郡末吉郷五十番地所居住士族六郎長男上田正之外五名強訴ヲ教唆シ衆ヲ聚メ騒擾セシメタル件」と題する文書が存在していることを知つた。正に明治六年八月の末吉郷農民騒擾の裁判關係文書であり、本稿で紹介するのは、この史料である。

これらの裁判關係文書により、始めて事件の全貌すなわち強訴を企図した理由、逮捕された主謀者上田正之ら五名の氏名と、

その果たした役割、そしてまた主謀者に対する処罰の内容（正確な年月日はわからないが、鹿児島県は司法省指令通りの判決を行ったものと思われる）、附和随行者三百余名に対する処置などを知ることが出来る。

末吉の郷土史家牧之瀬逸男氏からの御示教によると、現在、上田ら五名の人々について、現地ではほとんどみるべき伝承は残っていない由、僅かに上田正之の父上田六郎の墓碑（明治十八年六月二十八日逝去）が現存するのみとのことである。また前掲「末吉郷土史」によるも、高牟田東太が戊辰の役の従軍者であつたこと、宮竹宗英が漢法医であつたこと、白尾平左衛門が明治二年編成の常備隊の半隊長であり、西南の役にも従軍したことを知りうるにすぎない。

末吉郷農民騒擾事件関係者の経歴調査は、現地郷土史家に課せられた今後の課題であらう。

以下、各文書の内容を解説しておく。

（一） 鹿児島県から司法省への量刑伺

その頃、鹿児島には裁判所の設置はなく、⁽¹⁸⁾ 民事事の裁判はすべて県庁聴訟課の所管であつた。それがため、重要犯罪の通例に従い、県では上田以下被告の量刑を定め、大山県令よりその一件を司法省へ伺い出たのである。県の見解では、被告らの行為すなわち「土民へ強訴ヲ教唆シ衆ヲ聚メ戸長へ逼り鄉村ヲ騒擾致サシメタル」のは、改定律例第一五三条「凡衆ヲ聚メ訟ヲ

構へ官ニ強逼スト雖モ良民ヲ擾害スルニ至ラサル者首ハ懲役十年從ハ一等ヲ減ス從ニシテ情輕キ者ハ二等ヲ減ス」に該当するとし、上田は「首」で懲役十年、高牟礼、白尾、林蔵、源左衛門は「從」の二等減で懲役七年、宮武は「從」の情輕きもので二等減の懲役五年（改定律例第一条により懲役十年の一等減は懲役七年、二等減は懲役五年である）、上田、高牟礼、白尾、宮武は士族であるため、改定律例第一三条の規定に従い「懲役」を「禁錮」にしている。禁錮は華士族に対する閩刑で「一室内ニ鎖錮」「門扉ヲ鎖サス」「家屬ハ出入スルコトヲ聽ス」（改定律例第二〇条）自宅拘禁刑であった。

附和随行者の三百余名に対しては、改定律例第六条「凡所犯極テ輕ク罪懲役十日ニ及ハサル者ハ止タ呵責シテ放免ス」を適用すべきものとしている。

(二) 鹿児島県伺に対する司法省指令

鹿児島県伺の場合と、適用条文は同じであるが、量刑の刑期は司法省指令の方が若干つづつ軽い。すなわち上田に対しては「首」ではあるがその情「輕キヲ以テ」一等ヲ減シテ懲役七年、高牟礼は「從」で「情輕キ」として二等減の懲役五年、白尾、宮武は「酌量」減刑して懲役三年、林蔵、源左衛門も同じく「酌量」減刑で懲役三年とした。高牟礼の場合は改定律例第一五三条をストレートに適用しているが、上田、白尾、宮武、林蔵、源左衛門については、同条に明文のない酌量減刑が行われ

ている（改定律例には一般的な酌量減刑の規定もない）。当時はまだ罪刑法定主義の原則が採用されていないから、そうした措置も違法ではなかった。

また、上田ら四名の士族については、その族籍を剝奪する「除族」の附加刑が（改定律例第一四条）課されたから士族の閩刑である禁錮が採用されず、すべて懲役となっている。前に述べたごとく禁錮は自宅拘禁であるのに反して、懲役は獄舎に収容される自由刑である。とすると、刑期は短縮されても、禁錮に比較して懲役は、本人に対してははるかに大きな負担となったものと思われる。

なお、附和随行者の者三百余名については、改定律例第一五二条を適用すべしとしている。それは「凡附和随行シテ……其止タ場ニ在テ勢ヲ助クル者ハ……違令ニ問ヒ輕重ヲ分チ贖罪スルコトヲ聽ス」という規定で、これにより第二八七条「凡制ニ違フ者ハ懲役百日輕キ者ハ一等ヲ減ス」、第二八八条「凡制ニ違フ者ハ懲役二十日輕キ者ハ一等ヲ減ス」が適用され、十日以上百日までの刑が課され、「改正贖罪取贖例」に照して贖が許された。もともと軽い懲役十日の場合も贖罪金は七十五銭であるから（前掲例図）、相当の負担である。鹿児島県伺の「呵責」よりもはるかに重い刑が指示されたとみていい。しかし、鹿児島県がこの指示をうけて、実際にどのような措置を多数の附和随行者に対して行ったかは明らかでない。

この文書にみられる捺印は、この指令に関与した司法省官員

のそれであり、「長岡」は権少判事長岡重弘、「徳山」は権大属徳山純、「青木」は中判事青木信寅、「康毅」は権少判事松岡康毅、「水本」は明法寮大法官水本成美である。司法省の判事連が、擬律について水本大法官の意見を徴したことを物語っている。

(三) 鹿児島県聴訟課の法廷調査

この文書により、担当裁判官が県の権中属中村兼志、十五等出仕伊勢汀であったこと、各被告の逮捕日に多少の異同があったこと、口書の日附「十二月五日」がおそらく裁判の結審日であったことなどが判明し、さらにまた各被告の口書によってそれぞれの被告の果たした役割が明らかにわかる。

- (1) 不穏な集会程度で解散し、直接行動に出していないものも、農民騒擾の一形態である（宮崎克則「九州における百姓一揆の展開と特質」・藤野保編「九州と一揆」・昭和六十年・六八五頁）。
- (2) 秀村選三教授は、薩摩藩を「西南辺境型領国」と規定し、藩権力の強大、地方知行の存続、郷土制度の存在などから、「この型の領国を通過して百姓一揆の発生件数が全国的に見て最も少ないことも、領主層による農民支配の徹底、農民の自立度の微弱を如実に物語るものと思われる」といわれている（秀村選三編「薩摩藩の基礎構造」・昭和四十五年・二二頁—二四頁）。ところが最近、「地方知行や在郷武士の存在は、その圧力や救恤によって農民闘争を極度に押さえつけたのではなく、農民層の広範囲な闘争組織形成に対し阻止的に働くのであって、武士層と農民層の利害が一致した場合は、郡や藩領的規模の闘争が展開された。したがって、藩権力の強大性、

地方知行の存在、郷土制度ないし在郷武士の存在から、一揆不発性を論ずることは一面合理的であるかと思えるが、必ずしも説得性を持つものではない」（宮崎・前掲「九州に於ける百姓一揆の展開と特質」・前掲「九州と一揆」・六七八頁）という見解も抬頭している。九州地方における百姓一揆の少ないことの原因究明は、これからの課題であろう。

- (3) 芳即正「薩摩藩郷土農民の抵抗運動」・前掲「九州と一揆」・六一九頁。
- (4) 土屋喬雄、小野道雄「明治初年農民騒擾録」・昭和六年・六一五頁。
- (5) 青木虹二「明治農民騒擾の年次的研究」・昭和四十二年・年表・四二頁、四六頁。同氏が昭和四十六年に出版された「百姓一揆総合年表」においても、前掲書と同様の三件が収録されており（三三三頁、三五五頁、三五八頁）、格別に追加されたものはない。
- (6) 小寺鉄之助「宮崎県百姓一揆史料」・昭和三十一年・二〇三頁—二〇四頁。
- (7) 明治六年当時、鹿児島県では、警察事務も裁判事務も、すべて聴訟課の職務であった（鹿児島県警察史「第一巻」・昭和四十七年・〇〇頁）。
- (8) 青木・前掲「明治農民騒擾の年次的研究」・年表・四二頁、前掲「百姓一揆総合年表」・三三三頁。
- (9) 上田正之ら関係者の口書の中に、勘太郎の名は、全くみえていない。彼等は、未逮捕者の名を述べることを、意識的に避けたのかも知れない。
- (10) 高木秀吉「末吉郷土史」・昭和三十二年・二八七頁、昭和六十二年版では三〇四頁—三〇五頁。
- (11) 明治七年一月の都城十三ヶ村一揆については、土屋、小野・前

掲「明治初期農民騒擾録」・六二三頁―六二四頁、小寺・前掲「宮崎県百姓一揆史料」・一四六頁―一六〇頁等参照。

(12) 「末吉郷土史」の著者高木氏は、事件を「明治六年八月」のことと推定されているにも拘らず、本文で私が述べたごとく手配書の日附が「五月十九日」となっている点に、なぜ気づかれなかったのか、私は理解に苦しむ。

(13) 法務図書館蔵「諸県口書」・明治七年・賊盜・三三二一号。

(14) 昭和六十年、牧之瀬逸男氏から手塚宛の私信による。その学恩を謝す。

(15) 高木・前掲「末吉郷土史」・昭和三十二年版・三七五頁。

(16) 前掲書・六二二頁。

(17) 前掲書・二八〇頁、三八九頁。

(18) 鹿児島に司法省の裁判所が設置されたのは、明治八年十二月十三日であった（司法沿革誌・昭和十四年・三一頁）。

前註 各文書の標題は、手塚が附したもので、原文書には題目はない。

(一) 鹿児島県より司法省への量刑伺

鹿児島県貴属士族大隅国噲那郡末吉郷

第六十六大区小四区五十番地所居住

上田六郎長男

上田 正之

右別紙罪案通士民へ強訴ヲ教唆シ衆ヲ聚メ戸長へ逼リ郷村ヲ騒擾致サシメタル首賊盜律兇徒聚衆条ニ照シ懲役十年閏刑禁

錮十年

右同四十七番地所居住

高牟礼平藏長男

高牟礼 東太

右同小一区四十二番地所居住

白尾平左衛門

右同断従同律ニ照シ一等ヲ減シ懲役七年閏刑禁錮七年宛

右同小四区七十八番地所居住

宮武 宗英

右同断従ニシテ情軽キ者同律ニ照シ二等ヲ減シ懲役五年閏刑

禁錮五年

右同小五区深川村農二百六十一番地所居住

林 藏

右同小四区諏訪方村農二百七番地所居住

藏右衛門長男

源 左衛門

右同断衆ヲ聚メ訟ヲ構ヘ戸長へ逼リ郷村ヲ騒擾致タル従同律ニ照シ一等ヲ減シ懲役七年宛

一 余徒三百余名ハ畏怖随行者共故阿責

右通各処刑の当可致哉此段奉窺候也

明治六年十二月廿日

鹿兒島県権令 大山 綱良圍

司法卿大木喬任殿

(二) 鹿兒島県何に對する司法省指令

甲戌三月十二日付

長岡

徳山

(欄外に書き入れ—手塚註)

改定律例百五十三條

衆ヲ聚メ訴ヲ構ヘ官ニ強迫スト雖良民ヲ擾害スルニ至ラサルノ首ニ准シテ論シ其事輕キヲ以テ量テ一等ヲ減シ

除族ノ上懲役七年

上田 正之

同条ノ從ニシテ情輕キ者ニ擬シ

除族ノ上懲役五年

高牟礼 東太

己レノ職ヲ差止ラル、ヲ不平ニ発スルノ際上田正之等為メ

ニ強訴ノ企アルニ同意シ勢ヲ借り職ヲ復セント謀ル高牟礼

東太ト同ク擬シ其情稍々輕キニ依リ酌量シテ本罪ニ一等ヲ

減シ

除族ノ上懲役三年ツ、

白尾平 左衛門

宮竹 宗英

兇徒聚衆ノ從ト雖モ事皆上田正之等ノ指使ニ出テ尋常從ニシテ情輕キ者ニ擬スヘカラス故ニ其病情ヲ酌量シテ尚ホ一等ヲ減シ

懲役三年ツ、

林 蔵
源 左エ門

県庁ヘノ指令

余徒三百余名ハ改定律例第五百二十二條ニ照ラン処分スヘシ

青木

長岡

康毅

(別紙附箋—手塚註)

徒党罪人ヲ断スルニ律例ヲ捨テ戊辰三月ノ揭示ニ依リ違制ニ処セハ五倫ノ道ヲ乱リ及ヒ家ヲ燒等モ亦各律ヲ捨テ同年同月ノ揭示ニ依テ違制ニ処セン歟且其揭示ニ右類ヲ申出ル者ハ褒賞ヲ与フトアレハ是レ叛逆ヲ告ル者ヲ処分スル示ニテ其犯人ヲ断スルハ兇徒律ニ依ラサルヲ得ズト存候間本案ニ押印致候

水本

後註(1)

(同前—手塚註)

戊辰揭示云々 違制ニ擬スヘシトノ恕論アリ乞高讓

青木

後註(2)

(三) 鹿児島県聴訟課の法廷調査

鹿児島県聴訟課調		掛 権 中 属 中村兼志 十五等出仕 伊勢 汀
兇徒	捕縛 明治六年癸酉八月十七日	鹿児島県實屬土族大隈 國噲郡末吉郷第六十 六大区小四区五十番地 所居住上田六郎長男 上田 正之
聚衆	党類六人	当癸酉三十六年六ヶ月

自分儀同郷戸長白尾平左衛門同寄り宮竹宗英ハ親友ニテ子細ハ不存候得共当六月大区長ヨリ出勤差扣居候様承知致シ兩名共後關キ儀無之讒訴ニ逢ヒタルニテ有之ヘクト不快ニ存居候段ハ平左衛門ヨリ追々承リ別シテ氣ノ毒ニ存居然ニ同郷深川村農林藏諏訪方村農源左衛門其涯折々自分宅へ参リ平左衛門身ノ上ノ儀ヲ互ニ咄合ノ上同人ハ農民共何ソノ人費ニ難渋カリ候情実ヲ通達シ農民中ノ人望モ有之早ク出勤有之度モノト各村ニ於テ取沙汰致シ候者モ有之由承リ候ニ付農民共ヲ教唆シ大勢ニテ平左衛門出勤ノ儀ヲ戸長方へ強訴致サセ候ハ埒明同人ハ素ヨリ宗英為メニモ幸ニ有之ヘク目論ニテ同輩高牟礼東太儀ハ宗英実兄ニテ平左衛門トハ懇意故巧ノ主意相談ニ及ヒ候処同意致候ニ付兩名ヘモ形行申聞置東太儀々林藏源左衛門へ細之申含メ各村触廻リ人数ヲ募リ辺鄙ノ野山へ集会同意致サセ戸長へ強訴致シ若シ

頓着致サス候ハ幾日ニテモ昼夜立去間舖自然郷内騒擾埒明候時機立至ヘクト差図イタン置候処同八月十三日昼ヨリ両村農民三百余名諏訪山ト唱ヘ候所へ屯集イタン岩崎村外二ヶ村寄り来ラス催促ニ遣タル者兩名戸長役所へ曳留ラレ候由追々注進致候ユヘ壮年ノ者三四十名棒ヲ用意イタン今夜自分宅へ馳来ヘク東太儀々引列シ役所へ押入兩名ヲ強奪列帰ヘク下知致シ候処三十余名銘々棒ヲ携ヘ馳来候ニ付猶評議ニ及余リ手強キ所業ニ有之ヘクト平左衛門ニモ相談イタン候其儀ハ取止ムヘクト申ニ付其儘人数ハ屯集場へ差戻シ置左候テ各主へ取次戸長ハ強訴イタン候得トモ頓着致サル由然処果テ郷内騒キ立翌十四日夜郷校人数取押ヘ方トシテ出張ノ風説承リ東太屯集場へ馳行一同へ告知ラセ防禦ノタメ棒ヲ用意イタン居候様申聞置処同十六日早天戸長共壯士数名曳列屯集場へ差越候ニ一同恐怖イタン逃去林藏ニハ取押ラレタル由エヘ夫形罷居カタク様子聞繕ノタメ東太同道庁下へ差越問屋へ相着居候処御詮議相成候事

右之通相違不申上候以上

上田 正之

明治六年癸酉十二月五日

附和隨行 鹿兒島県實屬土族大隈國噲郡末吉郷第六十六大区小四区四拾七番地所居住 高牟礼平藏長男

捕縛 明治六年癸酉八月十七日 党類六人

高牟礼 東太

当癸酉二十八年五月

自分儀白尾平左衛門ハ親友宮竹宗英ハ夷弟ニテ出勤差扣居候
ヲ氣ノ毒ニ存居然ニ上田正之ヨリ農民共ハ申含メ大勢ニテ兩名
出勤ノ儀ヲ戸長方ヘ強訴致サセ候ハ埒明兩名幸ニ罷成ヘクト巧
ノ主意承リ同意イタシ林蔵源左衛門ヲ教唆イタシ強訴ニ及ヘセ
郷内騒立候旁ノ始末正之申口通候事
右之通相違不申上候以上

明治六癸酉十二月五日

高牟礼 東太

捕縛 明治六年癸酉八月廿三日

鹿兒島県貫屬士族大隈国噲
郡末吉郷第六十六大区小一區
四十二番地所居住

白尾平左衛門

当癸酉四十年六月

自分儀戸長相勤郷校掛モ承知致シ居等閑ニ存候訳ニハ無之候
得共雜務繁劇ニ取紛レ自然郷校ノ儀不頓着罷在且勤向独断ニテ
自儘取扱致シ候覺ヘニ無之候得共宮武宗英ハ親友ニテ自分發言
ニテ戸長寄り推挙致シタル事候処兼テ何ソニ付同役中又ハ郷校

師員中ノ忌諱ニ触レ居候儀ハ察居然ニ当六月宗英一緒ニ出勤差
扣居候様大区戸ヨリ承知致シ何モ後聞キ儀無之前以副戸長ノ内
又ハ郷校師員共大区長役所ヘ出頭イタシ候儀有之タル由ニヘ何

トカ誣告イタシタルニモ可有之ト推計リ不快ニ存シ宗英列立大
区長旅宿ヘ差越自分共儀ヲ副戸長等ヨリ誣告致シタルニテ有之
ヘク承度申述候処吟味ノ訳有之右通相違置候事故何分申達迄ノ
間差扣罷在候様尤自身右様ノ儀ヲ伺出ルモノニ無之段叱ニ逢ヒ
候故夫成罷帰リ左候テ不快ノ情実上田正之ヘ細々咄聞置然処同
八月初大区長役所廃止支庁召建ラレ就テハ上件通承知致シ候迄
ニテ子細相分サル故庁下ヘ差越承合度宗英申談儀々戸長役所ヘ
出頭イタシ含ノ次第承居異候様申述置右ニ付正之並ニ高牟礼東
太ヨリ自分共出勤ノ儀ヲ各村農民共ヘ教唆シ辺鄙ノ場所ヘ屯集
シ大勢ニテ戸長方ヘ強訴致サセ候ハ郷内騒擾致シ埒明ヘクト懇
切ニ承リ候ニ付幸ニ存シ同意イタシ兩名奔走ノ形行ハ時々相談
ニモ預リ居候処同月十三日昼ヨリ諏訪方村深川村農民共数百名
諏訪山ヘ屯集晝夜會議致シ候段ハ蔭ニテ承居他村募ノタメ遣タ
ル者役所ヘ曳留ラレ候ヲ正之東太人数ヲ曳列レ押入強奪致スヘ
ク企ノ段承リ候ニ付其儀ハ差留置候旁ノ次第ハ正之申口通ニテ
然ニ同十六日戸長共屯集場ヘ踏入魁首ノ林蔵取押ラレ附随人数
ハ散々逃去候由承リ何レモ埒明カス候故宗英列立様子聞繕ノタ
メ庁下ヘ差越方々承合候得共分リ兼候ニ付夫成帰郷イタシ候事
右之通相違不申上候以上

明治六年癸酉十二月五日

白尾平左エ門

鹿兒島県貫屬士族大隈国噲

捕縛 明治六年癸酉八月廿三日

郡末吉郷第六十六大区小四区
七十八番地所居住

宮竹 宗英

当癸酉二十年六月

自分儀戸長寄り相勤居当六月白尾平左衛門一緒ニ出動差扣居候様大区長ヨリ承リ何ソ後聞キ儀モ無之案居候処平左衛門決シテ誣告ニ逢ヒタルニテ有之ヘク子細尋問ノタメ大区長旅舎ヘ差越ヘクト申ニ任セ列立差越又ハ上田正之実兄高牟礼東太ヨリ自分共儀出動ノ儀農民ヲ教唆シ大勢ニテ戸長方ヘ強訴イタシ郷内ヲ騒立ツヘクトノ巧ニ同意イタシ農民数百名屯集強訴致シ騒擾ノ形行ハ薩ニテ承居其外ノ次第平左衛門申口通候事
右之通相違不申上候以上

明治六年癸酉十二月五日

宮竹 宗英

捕縛 明治六年癸酉八月十六日

鹿児島県大隅国曾志郡同郷第六十六大区小五区深川村農二百六十一番地所居住

林 蔵

当癸酉三十七年五月

同県同郡同郷同大区小四区諏訪方村農二百七番地所居住蔵右ニ門長男

捕縛 明治六年癸酉八月十七日

源左衛門

当癸酉二十四年十月

自分共儀白尾平左衛門宮竹宗英出動差扣居候一件ニ付上田正之高牟礼東太ヨリ各村農民共申合出動ノ儀ヲ大勢ニテ戸長方ヘ強訴致ヘク申進メ候ユヘ平左衛門儀ハ兼テ鼻員ニ存居候事ニヘ深川村農新太ヘモ申聞同意致サセ郷内五ヶ村ヘ遮テ評議ニ及ヒ度儀有之一同尽夜三四日居通ノ支度ニテ諏訪山ヘ馳集ヘク若シ遅疑イタシ候者ヘハ出銀ヲ掛ヘクト触廻リ候処当八月十三日昼ヨリ諏訪方村深川村ヨリ馳集候人員三百余名ニ相及外三ヶ村ハ寄り来ラス評議央名主共戸長差図ノ由ニテ何ユヘ大勢屯集致シ候哉子細申出ヘクトノ事候ニ付訴訟筋有之五ヶ村集會ノ上ナラテハ主意申述カタク申聞置夜通ニ罷在候処翌十四日又々名主ヨリ訴訟筋取次ヘクト強テ申ニ付平左衛門等出動差扣居同人儀ハ農民共兼テ何ソノ人費ニ難渋カリ候事情ヲ能ク汲受候人ユヘ出動ノ儀ヲ訴出ヘクトノ主意申聞置候処同人共儀ハ大区長ヨリ承知ノ事ニテ戸長前ニテ取捌出来兼自ラ子細相分ヘク候ニ付一同退散致スヘク承候得共最初ヨリ強情ニ募リ郷内騒カセ候ハ埒明可クトノ巧ユヘ不聞入左候テ他村ヘ人数催促ノタメ遣候者兩名戸長役所ヘ引留ラレ候儀ニ付正之東大差図ニヨリ夜中役所ヘ押入兩名ヲ強奪致スヘク相企候旁ノ次第正之申口通ニテ然処同十六日早天戸長共人数引列屯集場ヘ差越候ニ付取押方ニテ有之ヘク一同恐怖イタシ逃出候ヲ林蔵ニハ其場ニテ取押ヘラレ源左衛門其他ノ人数ハ散々宿所ヘ走帰リ潜居又ハ一旦近村ヘ相逃居候

者モ有之候事

明治六年癸酉十二月五日

林 蔵

源左エ門

深川村農新太事逃亡于今行方不知候

後註

(1)(2) 司法省内には、慶応四年三月十五日、太政官布告「何事ニ由ラス宜シカラサル事ニ大勢申合セ候ヲ徒党ト唱ヘ徒党シテ強テ願ヒ事企ルヲ強訴トイヒ……若類ノ饑之レアラハ早々其筋ノ役所へ申出ヘシ(下略)」の禁制にふれる行為であるから違制すなわち改定律例第二八七条「凡制ニ違フ者ハ懲役百日輕キ者ハ一等ヲ減ス」の条を適用すべしとの見解があったことから、中判事青木信寅の提議で、明法寮大法官水本成美の意見を徴したところ、水本の見解は改定律例第一五三条の兇徒聚衆の条を適用すべしというのであったと思われる。

後記 本稿起草に際し、山田忠雄氏(慶應志木高)、中山勝君、

根本敬彦君の援助をうけた。記してその学思を謝す。

(十月二十日稿)